

4. 国際条約による証書に関する規則における改正点の解説 (条約証書の有効期間関連)

1. はじめに

2002 年 2 月 20 日付規則第 2 号（日本籍船舶用）により、国際条約による証書に関する規則の条約証書の有効期間に関する規定の一部が改正された。以下、改正された内容について解説する。

2. 改正の背景

現行の「国際条約による証書に関する規則」第五条一項は、SOLAS 条約 88PROTOCOL（検査と証書の調和システム）発効後も 4 年制船舶を適用対象に含んでいたため（1）貨物船安全構造証書、（2）国際満載喫水線証書として各証

書の有効期間を個々に規定していた。2001 年 11 月をもって、日本籍船舶の検査証書の 4 年から 5 年への有効期間の移行が完了し、日本籍船舶の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び国際満載喫水線証書の有効期間が全て第五条第一項主文のとおり「交付の日から船舶検査証書の有効期間が満了する日まで」となる。よって、上記五条一項のうち（1）貨物船安全構造証書及び（2）国際満載喫水線証書を削る。

3. 改正の内容

五条一項のうち（1）貨物船安全構造証書及び（2）国際満載喫水線証書を削る。

5. 鋼船規則 B 編及び同検査要領における改正点の解説（船級検査関連）

1. はじめに

2001 年 4 月 10 日付 Rule No.4（外国籍船舶用）並びに 2001 年 7 月 18 日付規則第 39 号（日本籍船舶用）並びに 2001 年 4 月 10 日付 Notice No.14（外国籍船舶用）並びに 2001 年 7 月 18 日付達第 41 号（日本籍船舶用）により、鋼船規則 B 編及び同検査要領の船級検査に関する要件が一部改正された。以下、改正された規則について解説する。

2. 改正の背景

2000 年 12 月 27 日付 Rule No.59 及び Notice o.54 により鋼船規則 B 編（外国籍船舶用）（以下、英文規則という。）の一部が改正され、英文規則に規定される船級検査の要件にも「検査と証書の調和システム（the Harmonized System of Survey and Certification = HSSC）」の概念が取り入れられた。（日本海事協会誌第 251 号参照）

同改正により、ごく一部の要件を除き、基本的に英文規則と鋼船規則 B 編（日本籍船舶用）（以下、和文規則という。）とで要件の整合が図られた。

しかし、それぞれの規則は、永年にわたり別個に繰り返して改正が行われてきたため、両方の規則の要件で細かな編集上の不整合が残されていた。

今回、これら編集上の不整合を改めると共に B 編全体の見直しを行い、現行規定中の不備又は不明確な要件についても改正を行った。

3. 改正の内容

3.1 鋼船規則 B 編一部改正

3.1.1 1.1.3-1（3）について

従前から定期検査の実施の方法として、4 回目の年次検査の時期から開始し、船級証書の満了日までに完了することができるという所謂コメンズ - コンプリート方式を適用する場合の規定が定められていた。しかし、B 編 1.1.4-1 には、定期検査の繰上げ受検が認められており、4 回目の年次検査の時期より前に定期検査を繰上げて開始することができるが、このように定期検査を繰上げて開始した場合における同検査の完了に関する要件が不明確であった。

今回、定期検査を 4 回目の年次検査の時期より前に繰上げて開始した場合、定期検査は、同検査を開始した日から 15 ヶ月以内に完了しなければならないことを明記した。

3.1.2 4.2.6 について

表 B4.4 について、次の改正を行った。

- (1) 和文規則中、油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する中間検査の板厚計測の要件から管装置に対する要件が脱落していた。今回、英文規則と整合を図り、和文規則にも同要件を加えた。
- (2) ばら積貨物船に対する中間検査の板厚計測の要件から倉口蓋及び倉口縁材に対する板厚計測が脱落していた。今回、建造後 5 年を超えるばら積貨物船に対する中間検査の板厚計測の要件に倉口蓋及び倉口縁材に対する板厚計測の要件を加えた。

- (3) 木材運搬船に対する中間検査の板厚計測の要件からバラストタンク内の構造部材に対する板厚計測の要件が脱落していた。今回、建造後5年を超える木材運搬船に対する中間検査の板厚計測の要件にバラストタンク内の構造部材に対する板厚計測の要件を加えた。

3.1.3 5.1.1-1 について

従前、定期検査の開始する場合の最低要件が定められていなかったため、規則上、非常に簡易な検査でも定期検査を開始することができた。

一方、B編 1.1.3-1 (3) (b) の規定に従い4回目の年次検査の時期から定期検査を開始する場合、B編 1.1.4-3 (1) の規定により、下位の検査である年次検査の省略が認められる。

しかし、そもそも当該時期には年次検査で要求される検査内容が確認されなければならず、実効上、年次検査を下回る検査内容で年次検査を代替することは適切でない。

よって、今回、定期検査を開始する最低要件として、少なくとも年次検査を行うことを明記した。

3.1.4 5.2.5 について

IACS 統一規則 (UR Z10.2) の要件に従い、ばら積貨物

船の定期検査における精密検査の対象部材である倉内肋骨に係る要件を「すべての貨物倉内の端部肘板を含む肋骨全体」から「すべての貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体」に改めた。

3.2 鋼船規則検査要領 B 編一部改正

3.2.1 B1.1.3-1 について

従前の規定では、年次検査又は中間検査を繰上げて実施した場合、要領 B1.1.3-1 の規定により図 1 に示すように定期検査の開始から完了までの間隔が非常に制限されることになっていた。これは制定当時、できる限り船級証書の更新日を変更することなく同証書の有効期間を有効に活用できるよう配慮して定められたものであるが、実際的には定期検査の柔軟な実施を阻害する 경우가少なくなかった。

今回、定期検査の開始の時期を年次検査又は中間検査を繰上げて実施した場合に発生する新たな検査基準日から切り離し、年次検査又は中間検査を繰上げて実施した場合にも定期検査は、最大 15 ヶ月かけて分割実施することができるよう要件を改めた。(図 2 及び図 3 参照)

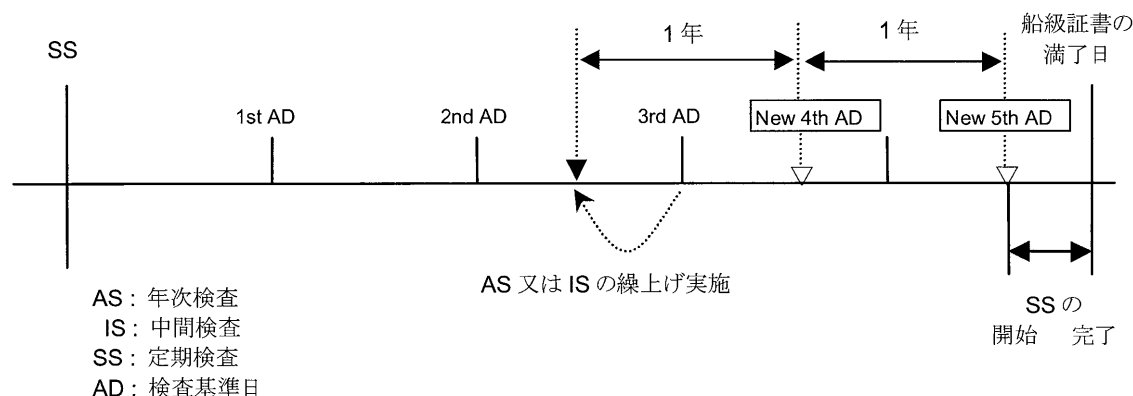


図 1

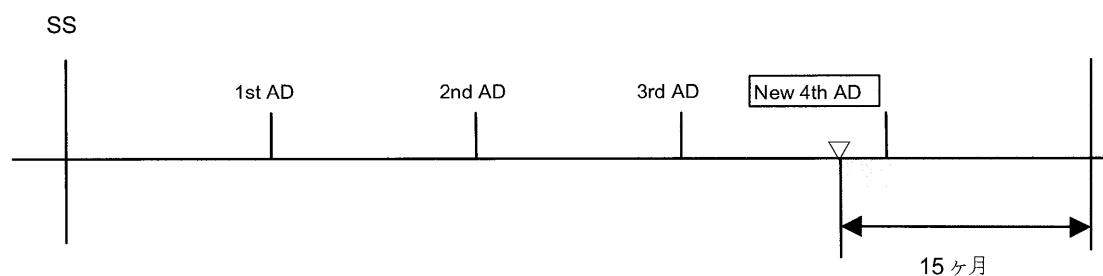


図 2

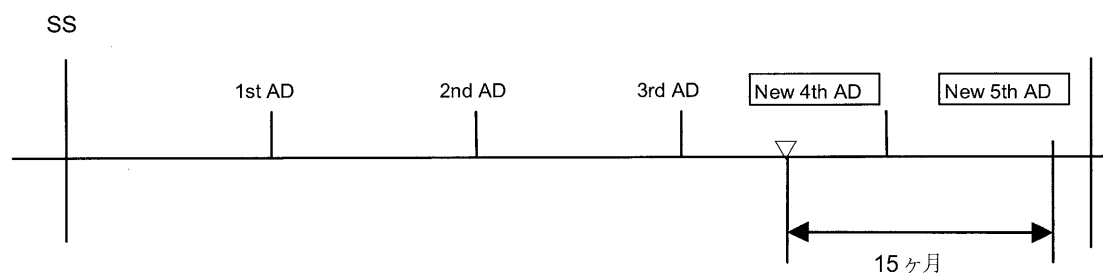


図 3